

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年1月1日現在)

I 入院基本料について

当院の3階病棟では、(日勤、夜勤あわせて)1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。また、1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の平均的な配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ちは7人以内です。
- ・ 17時30分～8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ちは14以内です。

当院の脳卒中ケアユニット病床では、1日に2人以上の看護師が勤務しており、看護職員1人あたりの受け持ちは常時3人以内です。

当院の2階病棟では、(日勤、夜勤あわせて)1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。また、1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の平均的な配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ちは7人以内です。
- ・ 17時30分～8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ちは24人以内です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、医療DX推進について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療完全管理体制の基準を満たしており、医療DX推進については、オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で原則発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますが、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出てください。

IV 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

① 入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

③ 基本診察料及び特掲診療料の施設基準等に係る届出

別紙

V 保険外併用療養費及び保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書料、紙おむつ代等につきまして、その利用日数に応じた下記実費のご負担をお願いしております。

① 特別療養環境の提供

区分	部屋番号	主な設備	使用料（1日・税込）
特別室 (一人)	216号	トイレ・シャワー・テレビ	8,800円
	317号	トイレ・シャワー・テレビ	8,800円
一人	313号	トイレ・テレビ	5,500円
	315号	トイレ・テレビ	5,500円
二人	203号	テレビ	3,300円
	215号	テレビ	3,300円
	303号	テレビ	3,300円

※ 上記お部屋をご希望の方は病棟スタッフまで申し出てください。尚、空床であっても、病状や病院側の事情によりご利用いただけない場合がございます。

※ 医師が「治療上」や「緊急時対応」などの理由で使用を指示した場合は、費用は請求致しません。

② その他保険外負担

当院では、個室使用料、証明書・診断書料、紙おむつ代等につきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。（別紙）

VI 同じ症状による通算（他院からの継続も含める）のご入院が180日を超えると、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として以下の金額が患者様のご負担となります。（病院の収入が増える訳ではありません）

急性期一般入院基本料4（10対1入院基本料）	1日につき2,190円（税込）
一般病棟入院基本料（特別入院基本料）	1日につき920円（税込）